

2021年度入学者選抜における感染防止措置の概要について

2020年11月4日 法曹養成専攻長

2021年度の東京大学法科大学院の入学者選抜は、11月14日（土）に対面型の筆記試験を実施する予定です。対面型の筆記試験を実施するに際しては、受験者のみなさまの安全に配慮して、新型コロナウイルスの感染防止のための措置を講ずる必要があります。感染防止措置としてお願いする内容、試験場で禁止される内容の詳細につきましては、第1段階選抜の合格者に対して送付される「受験者心得」に記載されていますので、内容をご確認いただいた上で、必ずこれを遵守するようにして下さい。

本学の法科大学院入学者選抜には、多くの受験生が集まりますので、受験生のみなさまにおかれては、健康管理に十分にご留意下さい。万が一、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがあるなど、試験を受験できない場合に該当する場合には、絶対に試験を受験しないで下さい（試験を受験できない場合に該当するため、受験できなかった場合には追試験を申請することができます）。これらの詳細につきましても、「受験者心得」等の送付文書を参照してください。

なお、試験当日までに感染が爆発的に拡大して緊急事態宣言が発令されるなど、11月14日（土）に対面型の筆記試験を実施することが不可能になった場合には、すみやかに本研究科ウェブサイトでご告知いたします。